

平成 23 年度事業計画

第 1 事業計画の概要

平成 23 年度は、5 か年の多文化共生マスタープランの開始年度であり、また多文化共生社会の実現を協会の事業目的と定めて、公益財団法人の認定申請を行うこととなる。

協会の事業の見直しを行い、従来は親善交流を目的に行っていた事業についても、多文化共生社会実現のための役割を果たせるように事業の執行方法を見直した。

千葉市においては、23 年度に国際化推進アクションプランを実施し、年度末には国際化推進プランが発表される見込みであるため、市と共同してアクションプランに取り組むとともに、調整を図りながら事業を推進していく。

第 2 事業計画の内容

1 自主事業

(1) 多文化理解推進事業

ア 交流サロン

日本文化や外国文化の紹介などイベントへの参加を通して、市民と外国人市民が気軽にふれあうことで、情報交換を行っており、多文化理解を深める機会とする。事業の運営については、ボランティア主体とする。

内 容	時 期	参加者	会 場
親子三代夏祭りへの参加（PAP チーム）	8 月	60 名	国際交流 プラザ他
国際交流推進スピーチ大会	10 月	発表：15 人 聴衆：120 人	
異文化交流サロン	5 回／年	各 20 名程度	

イ 語学講座

日本語学習支援ボランティアの基礎的養成の一環として外国語の習得を希望する賛助会員及びボランティアを対象に、語学講座を開催する。

英語は新たに初級コースを設け、3 コースとし、受講対象者を従来の賛助会員限定から、ボランティア登録者も受講可能とする。

中国語は、従来のステップアップ中国語講座修了者レベルを対象として、実践的な会話ができる程度の語学力を身につけるためのクラスを実施する。

韓国語講座は、今年度は休止とする。

内 容		参加者
英 語	英語サロン初級	20 人 (10 回／講座) × 1 期
	英語サロン中上級	20 人 (10 回／講座) × 2 期
中国語	続・ステップアップ中国語講座	20 人 (20 回／講座) × 1 期

ウ 青少年交流事業（市補助）

姉妹都市と市民レベルでの交流を図り、次代を担う青少年がお互いの国の文化・歴史等について理解を深めるため、青少年交流事業を実施する。また、受け入れに際しては、受け入れ家庭のみならず、広く市民との交流ができるようなプログラムを組むことで市民の異文化理解の推進を図る。

姉妹都市	時期	内容	対象者
ノースバンクーバー市	8月中旬(約2週間) 8月上旬(約2週間)	受入 派遣	高校生4人・引率1人 高校生4人・引率1人
ヒューストン市	8月下旬(約2週間)	派遣	中学生4人・引率1人
モントルー市	8月上旬(約2週間)	受入	青少年3人・引率1人

(2) 市民活動支援事業

ア ボランティアコーディネート

市民が個々に有する能力を有効に活用し、地域に根ざした国際交流・国際協力事業の推進を図るため、通訳や日本語学習支援等のボランティアの登録・コーディネートを行う。(事業名称変更)

内容	斡旋先	時期
日本語学習支援（小中学校への斡旋を含む） 通訳・翻訳（災害時通訳を含む） ホームステイ・ホームビジット 文化紹介 国際交流支援	公的機関や大学等の営利を目的としない団体等	随時

イ ボランティア研修

登録ボランティアの資質の向上とボランティア活動の活性化を図るため、講座等を開催する。また、ボランティア同士の交流と情報交換のための意見交換会等を実施する。

日本語学習支援ボランティアは、生活日本語の習得を支援するための多様な方法を習得するために、講座内容の見直しを行う。

内容			対象者
日本語学習支援 ボランティア講座	入門	基礎的予備知識の習得	20人 (2回/講座) × 4期 80人
	養成	能力開発と養成	40人 (16回/講座) × 1期 40人
ボランティア意見交換会		交流と情報交換	30人 1回 30人
国際交流ボランティア ガイダンス		新規登録者の拡大	24人 1回 24人

ウ 国際交流・国際協力団体活動助成（市補助）

市内のボランティア団体による在住外国人支援活動・国際協力・国際交流の促進を図るため、事業に要する経費の一部を助成する。在住外国人支援、地域での異文化理解推進に資する活動を優先的に助成する。

エ ちば市国際ふれあいフェスティバル支援

外国人市民と市民の交流の場を創出するとともに、相互の活動を活性化させることを目的に、市内で活動する国際交流・協力団体が連携して開催している「ちば市国際ふれあいフェスティバル」を支援する。

オ 日本語教室ネットワーク

市内で活動している日本語教室との連携を図るためネットワーク会議を開催し、日本語学習を希望する外国人市民への支援を図る。また、協会から各教室への情報提供を行う。

(3) 外国人市民支援事業

ア 外国人生活相談

外国人市民に対し、言語や習慣の違いなどから生じる日常生活に関する相談窓口を設けて相談及び情報提供を行う。三者間電話を活用した学校や保健所などの公的機関と外国人市民との通訳、及び「市役所コールセンター」への多言語対応の協力を行う。

母語対応を行う相談員は、通訳・翻訳以外の相談にも適切に対応できるように、関係団体が開催する研修を受講させ、育成していく。

内 容	言 語	方 法	場 所
外国人市民に対する生活相談	英語、中国語、韓国語、スペイン語	窓口、電話、Eメール	国際交流プラザ

イ 外国人法律相談

外国人市民が直面する法律的課題を解決するために、千葉県弁護士会の協力により、弁護士による無料法律相談を開催する。平成23年度より、開催回数を見直し、年6回開催から12回開催とする。

内 容	時 期	場 所
日常生活に関する一般法律相談	12回/年	国際交流プラザ

ウ 留学生学習奨励（市補助）

市内大学に通う本市在住私費留学生の学習支援と留学生との連携強化を図るため、留学生交流員奨励事業を実施する。（4名）

エ 災害時対策事業

ボランティアと外国人市民が協力しあい、災害を乗り越えるための防災訓練参加等。また協会の災害対策マニュアルを策定する。

オ 外国人児童・生徒への支援体制事業（自治体国際化協会助成）

外国人市民が増加する中、外国人児童・生徒を受け入れる学校等で、ことばや文化、習慣等の違いにより生じている諸問題を解決するため、財自治体国際化協会の助成金を活用し、関係機関と連携しながら、外国人児童・生徒支援のためのボランティアを育成し、支援体制のモデルを提示する。

(4) 情報収集・提供事業

ア ホームページ運営

協会の活動内容や外国人市民の生活に必要な情報等について、インターネットを通じて幅広く発信する。平成 22 年度に開設したブログを活用し、情報の提供頻度・量の充実を図る。

内 容	時 期
協会事業、生活情報、イベント情報等 (日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語)	通 年

イ 協会情報誌発行

協会事業の案内や報告、国際交流・理解等に関する情報を幅広く広報するため、情報誌を発行する。平成 23 年度より、表紙の刷色を 4 色から 2 色刷りに変更するとともに、賛助会員については、ホームページからのダウンロードによる閲覧を普及し、残部を広く一般市民に配布できるよう見直しを行う。

内 容	発 行	部 数	配 布 先
「ふれあい」の発行 (日本語)	年 4 回 (6、9、12、3 月)	各 3,000 部	市民、賛助会員、 市内大学、公共施設等

ウ 多言語生活情報誌発行

外国人市民に対し、市政だよりを始めとする有益な生活情報を提供する。(事業名称変更)

内 容	発 行	部 数	配 布 先
多言語情報誌の発行 (英語版、中国語版、 やさしい日本語版)	毎月	各 200 部及び ホームページ	JR 千葉駅・稲毛駅、外 国人登録窓口、日本語 教室等

エ 情報ラウンジ

多文化共生促進活動やボランティア活動などについての情報提供、また外国人市民と日本人市民の交流の場を提供する。外国語の新聞・雑誌や日本語学習教材、インターネット用パソコンといった情報ツール、また市民間の情報交換用ボードを設置し、情報の共有に努め、ボランティアや市民グループなどの市民活動を支援し、多文化共生社会促進に努める。

内 容	場 所
The Japan Times、中国語世界、月刊日本語、ひらがなタイムズ、読売小学生新聞など 約 7 種、ボランティア活動資料、日本語学習教材、行政サービス資料、辞書、姉妹友好都市関係資料、国際交流・国際協力関係資料等	国際交流プラザ情報ラウンジ
パソコン 1 台 (インターネット検索)	
ふれあいボード (市民間情報交換用掲示板)	

オ 多文化共生推進啓発事業

千葉市や他団体のイベントに参加し、広く一般に多文化共生社会推進事業の説明、活動紹介、関連する協会の国際交流ボランティア制度や協会事業に対する理解促進を図る。また、外国人留学生やボランティア、行政書士の協力を得て、外国文化体験や無料法律相談などを通して、外国人市民と一般市民の相互理解促進を図るとともに、多文化共生推進啓発に努めるとともに、協会登録ボランティアを募り、活動が継続するよう努める。
(事業名称変更)

2 受託事業

(1) 千葉市から委託を受けた国際交流事業の実施

ア 千葉市国際交流プラザ運營業務

外国人市民の生活相談や日本語学習スペースの提供、生活情報提供、市民間交流の場の提供など市内の多文化共生・国際交流・国際協力活動の拠点施設である「千葉市国際交流プラザ」の運營業務を行う。

イ 地域連携コーディネーター事業

国の「ふるさと雇用再生特別交付金事業」に基づき千葉市が実施する事業を受託する。平成 21 年 7 月より雇用した非常勤嘱託職員を地域連携コーディネーターとして、外国人児童生徒支援及び災害対策について地域との連携を図る。地域連携コーディネーターは教育委員会、学校、ボランティア団体、自治会等による地域での外国人支援を目指す。